

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	福島県議会定例会を招集する件 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	七〇 七〇 七〇 七二
公告	飼料の試験の結果の概要を公表する件 福島県病院局 平成二十二年年度民間実務経験者を対象とした福島県病院局職員(病院事務)採用選考予備試験を実施する件 正誤 平成二十一年七月十四日付け号外第四十三号中 平成二十一年十一月十三日付け定例第二千三百三十一号中	七二 七三 七三 七三 七三

告 示

福島県告示第七百二十四号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十一年十二月三日福島市に招集する。
 平成二十一年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平
 (総務課)

福島県告示第七百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十一月二十日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部

情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)福島市松山町複合店舗 福島県福島市松山町七十七番地ほか
- 二 届出に係る福島市の意見

1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。
 また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
 騒音等に関する事項

2 公害法規・条例に定めのある施設を設置する場合は、設置の六十日前もしくは三十日前までに届出を行うこと。

また、住居が近接しておきますので、騒音には十分な配慮をするとともに、苦情が発生した折には、誠意ある対応を行うこと。
 交通に関する事項

3 交通に関する事項

(一) 当該地は自動車交通量の多い国道四号線に隣接していることから、各出入口について、特に混雑が予想される場合には、歩行者、自動車等の事故防止のため、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。
 (二) 敷地東側の市道田中島・南下釜線は狭隘であり、近隣小中学校の児童・生徒も通学路として利用していることから事故防止のため来退店の車両の誘導はしないよう配慮すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十一月二十日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

蓬萊ショッピングセンター 福島県福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか
 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十一月二十日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十一月二十日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
 意見なし。
 (商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十一年十一月二十日

- 一 施行者の名称 会津若松市 福島県知事 佐藤 雄 平
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業(会津若松市公共下水道(河東処理区))
- 三 事業認可の年月日 平成十一年十二月二十一日
- 四 事業施行期間 平成十一年十二月二十一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 平成十八年福島県告示第三百二十四号の事業地に会津若松市河東町谷沢字十文字及び字前田、東長原字長谷地、字空也原、字新橋、字一本木及び字牛首並びに広野字茶臼森及び鶴谷地の各一部の区域を加える。
 使用の部分 変更なし。
 (下水道課)

公 告

公告第五百九十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十一年七月から同年十月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。
 平成二十一年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要(%)						備考
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	
株式会社加藤精麦工場 田村郡三春町大字平沢字高戸屋67番地	株式会社加藤精麦工場 田村郡三春町大字平沢字高戸屋67番地 (平成21年7月)	飼料用外国産大麦皮つき圧べん(大麦)	平成21年6月	10.6	2.4	4.8	2.1	0.04	0.34	—
福島県醤油醸造協同組合 二本松市油井字藁掛10番地	福島県醤油醸造協同組合 二本松市油井字藁掛10番地 (平成21年9月)	醤油粕(しょう油かす)	平成21年9月	19.0	10.5	13.5	7.8	0.25	0.09	—
成田食品工業株式会社 相馬市成田字大作295番地	成田食品工業株式会社 相馬市成田字大作295番地 (平成21年10月)	もやし飼料(もやし・野菜)	平成21年10月	4.1	0.3	5.7	1.1	0.14	0.05	—

注 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。
 2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要	備考
株式会社加藤精麦工場 田村郡三春町大字平沢字高戸屋67番地	株式会社加藤精麦工場 田村郡三春町大字平沢字高戸屋67番地 (平成21年7月)	飼料用外国産大麦皮つき圧べん(大麦)	平成21年6月	カドミウム 鉛 水銀	
福島県醤油醸造協同組合 二本松市油井字藁掛10番地	福島県醤油醸造協同組合 二本松市油井字藁掛10番地 (平成21年9月)	醤油粕(しょう油かす)	平成21年9月	カドミウム 鉛 水銀	
成田食品工業株式会社 相馬市成田字大作295番地	成田食品工業株式会社 相馬市成田字大作295番地 (平成21年10月)	もやし飼料(もやし・野菜)	平成21年10月	カドミウム 鉛 水銀	

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にはその内容を示す。

(農業総合センター)

福島県病院局

公告第15号

平成22年度民間実務経験者を対象とした福島県病院局職員(病院事務)採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成21年11月20日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

- 1 試験を実施する職種及び職務内容
病院事務 県立病院における経営改善のための管理・監督、企画立案及び実践業務等に従事する職
- 2 選考期日
平成21年12月25日(金)
- 3 選考申込受付期間
平成21年11月20日(金) から12月8日(火) まで
受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(病院総務課)
- 4

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十一年七月十四日付け号外第四十三号中

一一二	下	後ろか	福島県条例第七十一号	福島県条例第七十一号
		らへん		

○平成二十一年十一月十三日付け定例第一千三百三十一号中

六九四	上	目次中	監査公表三件	監査公表二件
七〇〇	下	一〇	相双建設事務所	相双農林事務所
		一一三	いわき建設事務所	いわき農林事務所